

## ●会員に対する処分の執行について

審査委員会における会員の処分を求める決議が確定したため、会則第53条第1項の規定に基づき、当該会員に対して、下記のとおり処分を執行しましたので、同条第2項の規定によりその旨を公表します。

### 1. 処分を受けた会員

瀬戸 麻希 会員（登録第21647号）

### 2. 処分の種別

日本弁理士会会則によって会員に与えられた権利の6月の停止  
(会則第49条第2項第2号)

### 3. 処分の理由の概要

関係会員が、第三者の著作権に係る画像・動画の切り抜きを、許諾なくSNS「X」の自己アカウントに投稿した行為について、会則第49条第1項該当性が争われた事案。

会外の第三者による懲戒請求をうけ綱紀委員会は、当該投稿が著作権者の複製権及び公衆送信権を侵害し、弁理士たるにふさわしくない重大な非行に該当するとする調査報告書を提出した。

審査委員会第2審査部は、著作権法違反自体は認めつつ（関係会員も著作権違反を認める）も、SNSは営利目的ではない私的な利用のため、損害の程度、行為の悪質性、公訴未提起といった情状を考慮し、会則第49条第1項に基づく処分には該当しないとして原決定を行った。

しかし、処分請求人がこれに異議を申し立てたため、覆審部が再度審理した。

その結果、覆審部は、関係会員のSNSアカウントが、業務内容、依頼受付、連絡先、法人ホームページへのリンク等を明示し、顧客誘引を主たる目的とする営業的性質を有すると認定した。

したがって、当該アカウント上で行われた本件投稿は、「私的行為とはいえず、営利を目的」とした行為であると前審と異なる判断した。

関係会員自身も著作権法違反の成立自体は争っていないことから、覆審部は違法性を前提に、弁理士という知的財産の専門家が、営利目的で著作権侵害行為を行った点を重く評価し、当該行為は会則第49条第1項にいう「弁理士たるにふさわしくない重大な非行」に該当すると結論付けた。その結果、原決定は取り消され、関係会員に対し、会員としての権利停止6月の懲戒処分を科すことが相当と判断した。

### 4. 処分の執行日

2026年1月21日